

2020年8月29日

立憲民主党女性自治体議員ネットワーク結成総会

性暴力ゼロに本気で取り組もう！ ～福岡県「性暴力根絶条例」から全国に～

福岡県議会議員（福岡市博多区選出3期目）

元九州国際大学教授（社会学）

堤かなめ

kanametsuktsumi@gmail.com

1. 性犯罪は、国民生活を脅かす最大の原因

性犯罪（強姦性交等および強制わいせつ）は、重要犯罪の6割！

（重要犯罪とは、刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産を侵害する度合いが高く、国民の脅威となっている殺人、強盗、放火、強姦性交等の4凶悪犯に、略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたもの）

	重要犯罪 総数	殺人	強盗	放火	略取誘拐・ 人身売買	強姦性交等	強制 わいせつ
2017年	10,888	920	1,852	959	239	1,109	5,809
	構成比	8.4%	17.0%	8.8%	2.2%	10.1%	53.4%
2018年	10,544	915	1,787	891	304	1,307	5,340
	構成比	8.7%	17.0%	8.5%	2.9%	12.4%	50.6%
2019年	9,809	950	1,511	840	203	1,405	4,900
	構成比	9.7%	15.4%	8.6%	2.0%	14.3%	50.0%

（警察庁「犯罪白書」より作成）

* 性犯罪の被害者、毎日17人？ その10倍の可能性も！

2. 性暴力の過少報告（なぜ相談できない、訴えられないのか）

2017年3月 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」

「異性から無理やり性交された経験」女性の15人に1人（6.5%）

そのうち

「顔見知りから」約75%、

「見知らぬ人から」わずか1割

「被害を友人や知人に打ち明けた」2割

「誰にも相談しなかった」7割

2019年法務省「第5回犯罪被害実態（暗数）」調査）

性的事件の被害に遭った人のうち捜査機関に届け出た割合は14%

【理由1】相談機関の不足および周知不足

2013年 福岡県、全国7番目にワンストップセンター（「性暴力被害者支援センター・ふくおか」）開設（現在、47都道府県全てに設置）

2015年 24時間化（現在、20都府県で24時間開設）

福岡県内約30カ所の協力医療機関

【理由2】自責の念（「恥ずかしい」「自分が悪かった」など）

⇐被害者非難（なぜ逃げなかった、なぜ抵抗しなかった）、合意を取らなかった側より、合意があると思わせた側がより非難される

【理由3】性暴力（=不同意の性行為）を容認する社会

3. 性暴力の根絶に向けて

1) 日本における性暴力との戦い

1989年 福岡セクハラ訴訟（全国初、平成最初の流行語大賞）

1997年「男女雇用機会均等法」改正：企業のセクハラ防止が配慮義務に

2006年「男女雇用機会均等法」改正：企業のセクハラ防止が措置義務に

2017年 刑法改正

2019年5月「パワハラ防止対策関連法」成立（大企業は2020年6月、中小企業は2022年6月施行）：セクハラ行為について禁止規定

*「#MeToo（私も）」運動（平成最後の流行語大賞）

2017年10月 米国ハリウッドの大物映画プロデューサー・ワインスタイン氏によるセクハラ疑惑が報じられたのを受け、女優のアリッサ・ミラノが、同様の被害を受けたことの女性たちに向けて、「#MeToo（私も）」を合言葉に名乗りを上げるようツイッターで呼びかける。これに応え、有名スターたちだけでなく一般人も続々と行動を起こし、やがて世界的なムーブメントに。

2) 「福岡県性暴力根絶条例」（議員提案条例）

<http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/topics/gaiyou-310415.html>

2019年2月 福岡県議会にて可決成立、3月1日公布、一部施行。

2020年5月1日 全面施行。

* 成立の背景

- ・男性議員・県職員幹部の理解・協力
- ・「性暴力被害者支援センター・ふくおか」からのご助言・ご助力
（2代目センター長 世良洋子さん、現センター長 浦尚子さん）

- ・「パブリックコメント」（弁護士会、女性団体、個人からの貴重なご意見）
- ・女性記者の増加と男性記者の理解・協力
- ・フラワーデモなど、世論の盛り上がり

【全国初の先進性】

（１）対象

- ①被害者の対象に大人も含み、子どもに限定していない。
- ②条例の対象は性暴力全体であり、配偶者等性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを含み、性犯罪に限定していない。

（２）「性暴力」の定義

「特定の者の身体または精神に対する性的行為で、同意がない、対等でない、または強要されたものを行うことにより、その者の性的自己決定権または性的人格権を侵害する行為」とした（第二条四）。これまで国内の法令ならびに条例には「性暴力」を定義したものはない。

* 2014年8月発効「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約（イスタンブール条約）」などの世界的潮流を踏まえたもの

* アイスランドの事例 <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/161/>

（３）禁止規定（第九条）

「県民等は、性暴力となる行為を行なってはならない」と、罰則規定はないものの全国で初めて性暴力を禁止し、県の姿勢を示した。

（４）基本理念（第三条）

「県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくる」「性暴力および被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならない」と謳う。

（５）防止策

- ①学校における性暴力根絶および性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育の実施
- ②現在の性暴力被害者支援センターの体制強化
- ③元受刑者からの申し出または知事の勧奨により、再発防止のための指導プログラムや治療をうけることができるよう支援すること
- ④再発防止を含む社会復帰の支援と指導のための加害者専用相談窓口の設置

【条例制定の効果＝予算の増額】

性暴力関連予算：2019年度の約6千万円から2020年度の約9千6百万円と、約3600万円増加

* 2019年度予算

性犯罪対策費 約1580万円（女性・子供の安全・安心まちづくり推進に要する経費、性暴力根絶条例の施行に要する経費等）

犯罪被害者支援費 約4430万円（性暴力被害者支援センター・福岡の運営に要する経費）

計 約6014万円

* 2020年度予算

性暴力根絶推進費 約9667万円

（新規事業）

- ・学校等への性暴力対策アドバイザーの派遣に要する経費
- ・子どもの性被害相談に対応する体制整備に要する経費
- ・加害者の社会復帰のための相談窓口の設置に要する経費
- ・福岡県性暴力対策会議（仮称）の設置に要する経費

→ 2020年3月「福岡県性暴力対策検討会議報告書」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/siebouryoku-houkokusho.html>

4. 国が対策強化を打ち出す！

令和2年

6月11日 都道府県知事宛て「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」

令和2年度から3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とする！

7月 実施工程

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_05.pdf

結びに 議会質問で性暴力を根絶しよう！

①予算の獲得

ワンストップ・センターの24時間化、協力医療機関の拡大、教育・啓発、女性警察官の増員、公費負担の拡充（現行福岡県では、初診、応急的処置、性感染症検査、緊急避妊措置薬、カウンセリング、弁護士相談2回、証拠試料採取、緊急宿泊3泊などが無料）・・・

②条例化

③「性暴力根絶法」制定に向けた意見書の採択